

こうした機関を積極的に活用することにより児童家庭支援センターの設置促進を図っていただくようお願いする。また、今後好事例を全国に広めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。（関連資料 8（217頁））

なお、児童家庭支援センター運営モデル事業については、平成18年度以降実施実績がないこと等から、平成20年度限りで廃止することとする。

## **（6）被措置児童等虐待の防止について**

改正児童福祉法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしたところである。

1月の主管課長会議において、「被措置児童等虐待ガイドライン(案)」について説明を行ったところであるが、都道府県においては、被措置児童等虐待に関して、都道府県の関係部局（社会的養護施設を所管する部局、障害児の施設を所管している部局など）の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することに加え、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、また、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることをお願いする。

その上で、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益の観点をしっかり持ち、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組を総合的に進められたい。

## **2. 児童養護施設等の整備について**

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」（昭和38年3月19日厚生省発社35号）の設備基準により行われて